

高砂市鳥獣被害防止対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 農林水産業等に係る被害を防止するための施策の推進を図るため、高砂市鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）が鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）に基づき行う高砂市鳥獣被害防止計画に基づく取組に要する経費に対し、予算の範囲内において高砂市鳥獣被害防止対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に規定するものほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、協議会とする。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4条 別表の区分の欄に掲げる補助金の相互間の経費の流用は、これをしてはならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(交付申請)

第5条 協議会は、高砂市鳥獣被害防止対策補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が適正であるか等について審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、その旨を高砂市鳥獣被害防止対策補助金交付決定通知書（様式第2号）により、協議会に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付けることができる。

(事業の着手時期)

第6条の2 前条第1項の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた事業

の着手は、同項の規定による通知を受けた日以後に行うものとする。ただし、当該事業の円滑な実施を図る上でやむを得ない事情によりその日の前に当該事業に着手する必要がある場合には、協議会は、あらかじめ、その理由を明記した高砂市鳥獣被害防止対策補助金交付決定前着手届（様式第2号の2）を市長に提出することにより事業を実施することができるものとする。

（補助金の変更）

第7条 交付決定を受けた協議会（以下「補助決定者」という。）は、交付決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、高砂市鳥獣被害防止対策補助金交付変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の変更）

第8条 前条の変更申請書の提出があった場合は、第4条の規定を準用する。

（実績報告）

第9条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、市長が指定する期日までに、高砂市鳥獣被害防止対策補助金実績報告書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、その旨を高砂市鳥獣被害防止対策補助金額確定通知書（様式第5号）により、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、確定前に概算払又は内払をすることができる。

2 補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、高砂市鳥獣被害防止対策補助金（概算払又は内払）請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第7条の規定により、補助金の額に減額が生じたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽又は不正の方法により補助金を受けたとき。
- (4) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。

(延滞金)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じた場合において、補助決定者が定められた期限までに当該補助金を納付しないときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合を乗じて計算した額（円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する延滞金の支払を命ずることができる。

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

区分	補助対象経費	補助額
鳥獣被害防止総合支援事業	実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 1 推進事業 （1）被害防止活動推進 ア 推進体制の整備 イ 有害捕獲 ウ 被害防止の措置 2 整備事業 鳥獣被害防止施設の整備	予算内で市長が必要と認めた額
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 推進事業 有害捕獲	予算内で市長が必要と認めた額
高砂市鳥獣被害防止対策地域協議会活動	高砂市鳥獣被害防止計画に基づく取組に要する経費	予算内で市長が必要と認めた額